

令和2年4月30日

保護者各位

福井県立鯖江高等学校PTA会長
福井県立鯖江高等学校長

PTA会費の減額・免除等について

日頃から学校教育および学校事務にご協力いただきありがとうございます。
学校諸会費のうち「PTA会費」(年会費9,600円)については、下記1の要件に該当する場合、保護者からの申請に基づき減額または免除を受けることができます。
減免を希望する場合、学校事務室に5月13日(水)までにお電話いただければ、申請用紙をご自宅に郵送します。申請用紙に必要な事項をご記入後、押印のうえ、事務室(下記2)に提出してください。
なお、学年の途中で要件に該当することとなった場合には、その都度申請していただくことができます。

記

1 減免対象者の要件および必要書類

① 生活保護法に規定する被保護世帯の生徒

[必要書類] 福祉事務所長が発行する生活保護を受けている証明書、または生活保護決定通知書の写し

② 市町村民税が非課税または均等割世帯の生徒

[必要書類] 生徒と同一世帯の方(※ア)の、令和2年度市町村民税課税証明書等(※イ)の原本もしくは写し

※ア 親権者のみではなく、同居の祖父母や、同居で既に就労している兄弟がいる場合は、その方の課税証明書等が必要です。

※イ 「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「納税通知書」でも結構です。

[注意事項] 令和2年度課税証明書等は本年6月頃まで発行されないので、申請書のみを先に提出してください。後日、必要書類の提出をお願いすることになります。

③ 父または母の死亡により、授業料の納入が困難になったと認められる世帯の生徒

[必要書類] 父または母が死亡し、生活が困窮していることを内容とする民生委員の意見書

④ 風水害、火災その他の事由で学校諸会費の納入が困難になったと認められる世帯の生徒

[必要書類] 風水害や火災などによる場合は被災証明書、その他の事由による場合は民生委員の意見書

⑤ その他、PTA会長が特に必要と認める世帯の生徒

[必要書類] 生徒と同一世帯の方の課税証明書等[上記②の証明書と同様]、民生委員の意見書、申立書等の書類

⑥ 同一家庭から2名以上本校に在学する場合、年長者の生徒1名

学校で確認できますので、申請手続きは不要です。

2 申請用紙の請求・提出先 (電話受付 ～5月13日(水)、8:30～17:15)

福井県立鯖江高等学校 事務室
〒916-8510 鯖江市舟津町2丁目5-42
TEL (0778) 51-0001

3 今後の予定

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 学校事務室への「免除希望」の連絡 | 5月13日(水)まで |
| ② 申請用紙受領後、学校への申請書の提出 | 5月下旬 |
| ③ 令和2年度市町村民税課税証明書等の提出 | 6月中 |
| ④ 免除の決定通知の送付 | 7月中 |

※市町村民税の課税等の決定が6月上旬頃になるため、上記1②の市町村民税が非課税または均等割世帯の生徒に係る減免の決定も、これ以降となります。この場合、減免の決定後、徴収した4月から
のPTA会費については返金します。